

あま市市の花・市の木選定委員会要綱
(設置)

第1条 あま市の市の花及び市の木の制定について、必要な事項を検討するため、あま市市の花・市の木選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) 市の花及び市の木の選定に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市の花及び市の木の制定に関し必要な事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から市の花及び市の木が制定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。